

不正駆除鳥獣

# 捕獲証拠写真を厳格化

## 霧島市長「再発防止を徹底」

鹿児島県霧島市のイノシシなど有害鳥獣駆除の報償費不正受給問題で、前田終止市長は30日記者会見し「報償費制度は市と捕獲従事者の信頼関係で成り立っているだけに誠に遺憾。二度と起きないように再発防止策を徹底していく」と述べた。不正受給は2013年度からの4年間で252件に達し、総額は241万8200円に上る。市は「実際はしていない捕獲をでっち上げたものは確認できなかった」と説明した。

市は獣医師や写真の専門家、捕獲隊役員らで捕獲の証拠写真を検証。個体の撮影場所や毛並み、形状などを確認し、虚偽申請が疑われた対象者から2回の聞き取り調査を行った。その結果、捕獲実績のある165人中29人が不正を認めた。

同じ個体を、背景を変えたりアングルを変えたりして撮影し、別の個体のように見せかけていた。市によると、聞き取りでは、捕獲はしたもののカメラの不所持やデータ紛失、写りが不鮮明などの理由から写真を提出できなかったため、他

の個体で証拠写真を作ったと説明されたという。

ただ4年間にわたって不正を繰り返していた隊員が5人いるほか、昨年4～6月の3カ月で22件の虚偽申請をした隊員もいる。中村満雄市議は「捕獲せずに写真をでっち上げた悪質なケースもあると猟友会の関係者から聞いている。市の調査は甘く、議会で追及したい」と話した。

市は再発防止策として、撮影前に個体の右腹に油性塗料で番号を記入するなど方法を厳格化。捕獲報告書の確認も複数の職員で行うという。  
(上野和重)